

令和7年度 上山市産婦健康診査・1か月児健康診査事業

上山市では、出産後間もない時期のお子さんの健康とすこやかな成長のため、またお母さんのころとからだの健康保持増進と経済的負担軽減を図ることを目的に、産婦健康診査・1か月児健康診査の費用の一部助成を行っております。



【対象となる方】

健診日において上山市に住民票がある産婦とそのお子さん

【助成額】

○産婦健康診査 公費負担上限額 5,000円 (一人1回)

○1か月児健康診査 公費負担上限額 6,000円 (一人1回)

※医療機関等の請求金額が公費負担上限額を超えた分については自己負担となります。

【健診期間】

○産婦健康診査
産後1か月頃

○1か月児健康診査
標準的には、生後27日を超え生後6週になる日の前日まで

※受診可能期間：生後2か月になる日の前日まで（生後27日未満を含む）

※早産時において主治医の判断のもと修正月齢で受診する場合は、修正月齢において生後満2か月になる日の前日まで

【受診方法】

- ①医療機関へ事前に予約をし、受診します。
- ②受診時、産婦健康診査・1か月児健康診査受診票の冊子をあらかじめ記入し、母子健康手帳と合わせて、受付の際に提出してください。

委託契約医療機関	住所 電話番号	産婦 健康診査	1か月児 健康診査
山形大学医学部付属病院	山形市飯田西 2-2-2 023-633-1122	●	●
山形市立病院済生館	山形市七日町一丁目 3-26 023-625-5555		●
山形済生病院	山形市沖町 79 番地の 1 023-682-1111		●
羽根田産婦人科クリニック	山形市寿町 19-1 023-622-3507	●	●
横山病院	山形市十日町 3 丁目 6-48 023-622-3415	●	●
さとうウィメンズクリニック	天童市南小畑 4-1-1 023-652-1117	●	●

R7.6月現在

◇契約外医療機関で産婦健康診査・1か月児健康診査を受けられる方は、償還払いの制度を利用できます。別紙をご覧ください、手続きをお願いいたします。

【問合せ先】 上山市子ども子育て課 母子保健係 ☎023-672-1111 (内線 159・169)